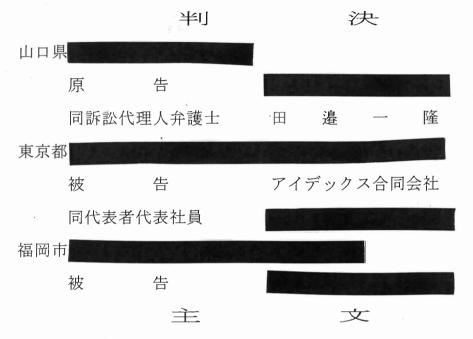
平成23年3月3日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 田村政幸平成22年(ハ)第1020号 損害賠償請求事件 口頭弁論終結日 平成23年2月17日



- 1 被告らは、原告に対し、連帯して金100万円及びこれに対する平成2 2年5月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事実及び理由

- 請求の趣旨
 主文と同旨
- 2 請求原因
 - ① 被告アイデックス合同会社(以下「被告アイデックス」という。)は、平成22年5月ころ、原告方に、イラクディナールが将来値上がりするという内容のパンフレットを一方的に送付した上、同月中旬ころ、原告に対し、電話で、買取業者を名乗り、 さん、アイデックスからイラクのお金を1口(2万500イラクディナール)10万円で5口買ってくれませんか。それを売ってくれたら350万円支払います。」などと申し向け、原告をして、被告アイ

デックスからイラクディナールを1口10万円で5口買えば、350万円で買い取ってもらえるものと誤信させた。原告は、この誤信に基づき、同月12日、被告アイデックスに対し、イラクディナール5口の購入代金として50万円を振込送金した。

- ② 被告アイデックスは、同月中旬ころ、原告に対し、電話で、別の買取業者を名乗り、「これが5口持っているのでしたら、更に5口買って10口にしてください。」、「1口200万円で買い取ります。10口ならば、必ず200万円を持って買い取りに行かせます。」などと申し向け、原告をして、被告アイデックスからイラクディナールを更に1口10万円で5口買えば、前記①の5口と合わせて10口を2000万円で買い取ってもらえるものと誤信させた。原告は、この誤信に基づき、同月14日、被告アイデックスに対し、イラクディナール5口の購入代金として更に50万円を振込送金した。
- ③ しかし、買取業者を名乗る者は、買い取ると約束した日時に姿を現さなかった。
- ④ 被告アイデックスが原告に売り付けたイラクディナールについては、現在、日本の銀行では取扱いがないなど、国内で取引することが極めて困難である。現在、イラクディナールの市場における為替レートについて信憑性のあるデータがないことから、仮に関税を支払う場合に用いられる為替レート(平成22年6月24日現在)を用いて計算すると、2万5000イラクディナールは2000円弱に過ぎない。
- ⑤ 以上によれば、被告アイデックスによる原告に対するイラクディナール購入の一連の勧誘行為は、詐欺、暴利行為、適合性原則違反、過量販売の各違法があり、被告アイデックスは、これによって原告に100万円相当の損害を与えた。また、被告アイデックスの代表社員である被告して、被告アイデックスと共同して前記の違法な勧誘行為を行ったか、仮にそうでなかったとしても、代表社員としての職務を行うについて悪意又は重大な過失があったというべきであり、これによって原告に100万円相当の損害を与えたものである。

⑥ よって、原告は、被告アイデックスに対しては、民法709条の不法行為に基づく損害賠償として、被告 に対しては、民法709条の不法行為に基づく損害賠償又は会社法597条に基づく損害賠償として、被告らが連帯して100万円及びこれに対する不法行為後である平成22年5月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うよう求める。

3 理 由

被告らは、いずれも、適式の呼出しを受けながら本件口頭弁論期日に出席せず、答弁書その他の準備書面も提出しないから、請求原因事実を争うことを明らかにしないものと認め、これを自白したものとみなす。この事実を基に判断すると、被告アイデックスは民法709条の不法行為に基づく損害賠償として、被告は会社法597条に基づく損害賠償として、原告に対し、連帯して100万円及びこれに対する不法行為後である平成22年5月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務があると認められる。

よって、原告の請求は理由があるから、主文のとおり判決する。

周南簡易裁判所裁判官濱崎裕

これは正本である。